

会 告

2008年11月26日

応用統計学会

会長 鎌倉 稔成

学会誌の電子アーカイブ化及び電子ジャーナル化に伴う著作権委譲について

応用統計学会(以下「本会」という)は、1971年の創刊以来、学会誌「応用統計学」(以下「本誌」という)を刊行してまいりました。38年の長きに渡り本誌を刊行できましたことは、ひとえに会員の皆様のご支援、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

従来より本会では、学術の振興・研究成果の共有等の目的のため、第23巻(1994年)以降の掲載論文を学会ホームページ上に公開しております。ところで、本学会により蓄積された財産をさらに広く共有するため、この度、独立行政法人 科学技術振興機構による電子アーカイブ化事業に参加することになりました。これにより、第1巻からすべての掲載論文を閲覧することが可能となります。

本計画を具体化する過程で、著者より複製権及び公衆送信権の委譲を受けていることを明確にする必要が生じました。第19巻以降に関しましては投稿規定に論文等の著作権が本会に帰属することが定められておりますが、投稿規定内に著作権規定を定める以前(第1巻から第18巻)に掲載された論文等については、著作権の委譲が明確にされていない状態となっております。

このたび、過渡期の第19巻を含めて、第19巻以前に掲載された論文等の著者の方々に書面または電子メールにより個別にご連絡を差し上げて著作権の委譲を進めていきたいと考えております。しかしながら、連絡先不明等により著者の方と連絡が取れないことも予測されます。そこで、そのような場合に備えまして、本会告により、第19巻以前の本誌に掲載されました論文等の著者の方々に、著作権(複製権及び公衆送信権)を委譲していただきたくお願い申し上げます。より具体的には、次の3項目に、著作権者のご了承を得たいと考えております。

1. 応用統計学会は、学術の振興・研究成果の共有等の目的のため、該当する記事の全部または一部を複製する権利、および公衆送信する権利を有する。
2. 応用統計学会は、学術の振興・研究成果の共有等の目的のため、第三者に上記1と同様の権利を行使させる権利を有する。
3. 上記1と2の行為により収入がある場合は、この収入を本会の運営費用に当てる。

本会では、1971年第1巻以降第19巻以前に刊行された本誌について、個別にご連絡が取れない場合、本会告およびホームページ掲載による告知をもって著作権委譲依頼に代えさせていただきます、よろしくようお願い申し上げます。

上記3項目をご了承いただけない場合、あるいはご不審の点がある場合は、2009年3月末までに本会事務局に文書または電子メールでお申し出下さい。お考えに沿えるように最善の努力をいたします。また、本会はこの会告が著者の皆様の目に触れることを願っておりますが、何らかの事情でこの件をお知りになる機会がなかった場合には、期限を過ぎましても、あらためて個別にご相談させていただく所存です。

なお、はなはだ勝手ではありますが、お申し出のない場合には、とりあえずご了承いただいたものと

し、電子ジャーナルとして公開する時期がまいりました段階で、著作物を(暫定的に)掲載させていただきたく、重ねてお願い申し上げます。